

大和市耐震改修促進計画(案)の概要

1 計画の背景

本市は、平成21年4月に、建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「法」という。)に基づき、大和市耐震改修促進計画(以下「促進計画」という。)を策定しました。その後、法改正や国の基本方針等により、順次一部改訂等を行い、令和3年度までを計画期間として、建築物の耐震化等に取り組んできました。

令和3年12月に、国は耐震化に関する次期目標として、住宅については令和12年までに、住宅以外の建築物のうち耐震診断義務付け対象建築物については令和7年までに、それぞれ耐震性が不十分なものをおおむね解消とする基本方針の改正を行いました。

また、県は国の基本方針を踏まえ、令和4年3月に神奈川県耐震改修促進計画を改定予定です。

こうした中、本市においても、耐震化の現状等を踏まえ、促進計画の改定が必要となりました。

2 計画改定の考え方

国が示す目標と本市の耐震化の現状等を踏まえて、計画期間内における耐震化の目標を改めて設定するものです。

耐震性が不足する木造戸建住宅が一定数残存することも想定されるため、これまでの耐震改修の支援を継続するとともに、国の方針を注視しながら、除却等への支援を検討していくこととします。

その他、国の動向や近年の災害教訓等を考慮し、必要となる対応を新たな施策に反映します。

3 計画の概要

(1) 計画の位置づけ・目的

促進計画は、法第6条第1項に基づき策定するもので、健康都市やまと総合計画、大和市地域防災計画等の都市防災に係る部門計画として位置づけます。

また、昭和56年以前の建築物の耐震化を図り、建築物の地震に対する安全性の向上を計画的に促進することを目的とします。

(2) 計画期間

令和4年度から令和10年度までの7年間とします。

(3) 対象建築物

昭和56年5月31日以前に建築された住宅、特定建築物及び公共建築物を対象とします。

| 種類 | 内容 |
|-------|---|
| 住宅 | 戸建て住宅、長屋、共同住宅(店舗等の用途を兼ねるものを含む) |
| 特定建築物 | (1)多数の者が利用する特定建築物(学校、店舗、病院等) ① 耐震診断義務付け対象建築物(要緊急安全確認大規模建築物) ② 耐震化を努力する建築物 |
| | (2)危険物を取り扱う特定建築物(貯蔵場又は処理場) →市内対象なし |
| | (3)重要道路に接する特定建築物 ① 耐震診断義務路線に接する建築物(要安全確認計画記載建築物を含む) ② 耐震診断努力路線に接する建築物 |
| 公共建築物 | 庁舎、消防署、小中学校等 →耐震改修等完了済 |

(4) 想定地震

大和市地域防災計画と整合を図り、都心南部直下地震、三浦半島断層群の地震、神奈川県西部地震、東海地震、南海トラフ巨大地震及び大正型関東地震の6つを想定しています。

(5) 耐震化の目標

国が示した目標値の考え方等を踏まえて、次のとおり本市の耐震化の目標を設定します。

【耐震化率】

| 区分 | 現状 | 目標 | | (参考) |
|--------------------|-------|-------|--------|------------|
| | 令和2年度 | 令和7年度 | 令和10年度 | 令和12年度 |
| 住宅 | 94.6% | - | 98.2% | おおむね 解消 |
| 耐震診断義務付け 対象建築物* | 95.7% | 100% | - | - |

* 学校、店舗等で、規模の大きい建築物

(6) 耐震化等を促進するための施策

国、県の補助金を活用しながら、木造住宅の耐震診断、耐震改修費、マンション耐震診断費、不燃化バリアフリー化改修工事費及びブロック塀等の診断・撤去改善費に関する補助等これまでの支援策等を継続します。

また、国の基本方針、近年の災害教訓及び耐震化等促進事業と関連のある次に掲げる施策を新たに追加します。

| 施策項目 | 内容 |
|-----------------------|---|
| ① 瓦屋根の安全対策 | 地震等で瓦屋根の落下による被害をなくすため、瓦屋根の緊結方法に関する基準が強化されました。これを受け、具体的な緊結方法の周知や維持管理の啓発を行うことが必要であるため、「瓦屋根の安全対策」を追加しました。 |
| ② アスベスト対策 | 昭和56年以前の建築物にはアスベストが含まれている可能性もあり、地震時にそれらの建築物の倒壊によりアスベストが飛散するおそれもあることから、アスベスト対策の必要性を周知するため、「アスベスト対策」を追加しました。 |
| ③ 空き家の安全対策 | 昭和56年以前の空き家で管理されていないものは、地震時に倒壊の危険性が高いと考えられ、除却工事等の対策を講じる指導・助言を行うため、「空き家の安全対策」を追加しました。 |
| ④ 除却等の推進 | 昭和56年以前の建築物は築40年が経過しており、耐震改修に加え、除却・建替えを促すことも必要であることから、「除却等の推進」を追加しました。 |
| ⑤ 平成12年以前の木造建築物の安全対策 | 熊本地震において、平成12年以前の木造建築物にも一定の被害があったことが確認されたことから、国は平成12年以前の木造建築物にリフォーム等の機会をとらえ、建築物の接合部等を確認することを奨励しています。このため、「平成12年以前の木造建築物の安全対策」として追加しました。 |
| ⑥ 民間判定士と連携した応急危険度判定体制 | 民間判定士と各市町村との連絡体制の構築や発災後の参集方法等を確立し、緊急時に即応できる体制づくりを進めるため、「民間判定士と連携した応急危険度判定体制」を追加しました。 |

(7) 進行管理等

各年度末に、促進計画に定める耐震化の目標について、進捗状況を確認し、目標を達成するための手段や手法の改善を必要に応じて検討します。